学外共同研究契約書(案)

学校法人大阪電気通信大学（以下、「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　（以下、「乙」という。）とは、次の各条によって学外共同研究契約（以下、「本契約」という。）を締結するものとする。

（共同研究の内容）

第１条　甲及び乙は、次の各号に掲げる通り本共同研究を実施するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）研究題目 |  |
| （２）研究目的 |  |
| （３）研究内容 |  |
| （４）研究期間 | 契約締結日から　　　　　　　年　　月　　日　までとする。 |
| （５）研究担当者 | 別表第１の通り |
| （６）研究実施場所 |  |
| （７）研究経費 | 円（消費税等含） |
| （８）提供物品 | 装置　　台 |

（研究の完了・中止）

第２条　甲又は乙は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、相手方と協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を短縮し若しくは延長することができる。この場合、甲又は乙は中止又は短縮若しくは延長の結果に対する責めを負わない。

２　研究期間の満了の時、又は甲及び乙が本共同研究は完了したものと認めた時、本共同研究は完了したものとする。

（実績報告書の作成）

第３条　甲及び乙は、本共同研究の完了又は中止後に協力して、本共同研究の研究成果についての実績報告書をとりまとめる。

（研究担当者）

第４条　甲及び乙は、第１条第５号に定める自己に属する者を、研究担当者として本共同研究に参加させる。

２　甲及び乙は、相手方の書面による同意を得た上で、自己に属する者を研究担当者として新たに本共同研究に参加させることができる。

３　甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を、民間等共同研究員として受け入れる。

（研究協力者）

第５条　甲及び乙は、別表第２に掲げる自己に属する者又は書面により相手方の同意を得た者を、研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

２　甲及び乙は、自己が参加させる研究協力者に本契約内容を遵守させなければならない。

３　研究協力者の成した発明等は、当該研究協力者を参画させた当事者又は当事者に属する研究担当者が承継するものとする。

（研究経費）

第６条　乙は第１条第７号に定める研究経費を、甲の発する請求書に定める納入期限までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとし、これに係る手数料は乙の負担とする。

２　前項の研究経費の経理は甲が行う。但し、乙は甲に申し出て、この契約に関する経理書類の閲覧をすることができる。

３　研究期間の延長により研究経費に不足するおそれが生じた場合には、甲及び乙は、協議の上、不足する研究経費の負担について決定する。

４　甲に納入された研究経費は理由の如何によらず返還されない。ただし、研究の中止により甲に研究経費の不用が生じた場合、乙は当該不用額を上限として甲に請求できる。

（施設・設備等）

第７条　甲及び乙は、自己の施設・設備を本共同研究の用に供する。

２　甲は、本共同研究の用に供するため、乙から第１条第８号に定める乙の所有に係る設備を無償で受け入れる。なお、当該設備の故障・修繕等に要する費用については、甲乙協議の上、書面を以て定める。

３　前項に規定する設備の搬入出、据付け及び撤去に要する経費は、乙の負担とする。

（知的財産権の帰属）

第８条　甲及び乙は、本共同研究の研究成果として、保護すべき発明等が得られた場合には、速やかに相手方に通知しなければならない。

２　甲又は乙に属する研究担当者が単独で発明等をしたときは、当該発明等にかかる知的財産権は当該研究担当者が属する当事者の単独所有とする。

３　甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が共同で発明等をしたときは、当該発明等にかかる知的財産権は甲及び乙の共有とし、持分は別途協議して定める。

４　甲は、知的財産権の所有者を甲の研究担当者とすることができる。この場合、第９条及び第１０条の「甲」は「甲の研究担当者」と読み替えて有効とする。

（外国出願）

第９条　前条、次条の規定は、外国での出願にも適用する。

２　甲及び乙は、協議の上、共同で行う外国での出願の要否、出願国等を定める。

（甲乙が共有する知的財産権）

第１０条　甲及び乙は、共有の知的財産権について出願をするときは、次の各号のすべての要件を満たす共同出願契約を締結しなければならない。

（１）甲又は乙は、第三者に独占的又は非独占的実施権を許諾するときは、予め相手方から書面による同意を得なければならない。第三者からの実施料は、持分に応じて配分する。ただし、技術移転機関等の利用などにより技術移転経費が発生した場合には、実施料の配分にあたって、予めこれを控除することができる。

（２）甲又は乙は、自己の持分を第三者に譲渡するときは、予め相手方から書面による同意を得なければならない。

（３）甲又は乙は、自己の持分を放棄するときは、予め相手方に書面により通知しなければならない。

（４）前三号の規定に基づいて、実施許諾、譲渡その他の手続をする場合には、手続後においても、甲が、試験、研究又は教育のために当該知的財産権について無償で実施できるように行わなければならない。

（５）出願から登録まで及び登録後の維持管理手続きに要する費用は、乙が負担する。

（ノウハウの指定及び秘匿）

第１１条　甲及び乙は、ノウハウとして保護すべき研究成果が得られたときは、協議の上、ノウハウの内容を文書で指定した上で、その秘密を保持する。(以下「秘匿」という。)

２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間は、本共同研究完了の翌日から起算して２年を経過した時に満了する。ただし、甲及び乙は、協議の上、秘匿すべき期間を延長し又は短縮することができる。

（情報交換）

第１２条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料及び研究試料を、相互に無償で開示し又は提供しなければならない。ただし、甲及び乙は、相手方以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、開示又は提供をしなくてもよい。

（秘密保持）

第１３条　甲及び乙は、相手方に秘密保持を求める秘密にすべき技術上の情報を相手方に文書で開示し又は提供するときは、秘密であることを明記した上で、秘密にすべき情報を文書で特定しなければならず、口頭で開示するときは、秘密であることを明示して開示した上で、開示した日の翌日から起算して３０日以内に秘密にすべき情報を文書で特定しなければならない。

２　甲及び乙は、前項の規定に従って相手方より開示され又は提供された情報（以下「秘密情報」という。）を、研究担当者、研究協力者並びに本共同研究の実施にあたり必要となる自己に属する最小限の役員及び従業員（以下本項において「研究関係者」という。）以外に開示し、提供し又は漏洩してはならない。また、甲及び乙は、研究関係者に対し、所属を離れた後も含めて、秘密情報の秘密保持義務を負わせなければならない。

３　甲及び乙は、事前に相手方から書面による同意を得た場合を除き、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。

４　第２項の規定は、次のいずれかに該当する情報には適用しない。

（１）開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していた情報

（２）開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報

（３）開示又は提供を受けた後に、自己の責めによらずに公知となった情報

（４）正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

（５）秘密情報によることなく、独自に開発し又は取得した情報

（６）開示し又は提供することにつき事前に相手方から書面による同意を得た情報

５　第２項及び第３項の規定は、次のいずれかに該当する行為には適用しない。

（１）甲又は乙が、裁判所又は行政機関からの要請に基づいて秘密情報を開示する行為

（２）研究担当者が、自己の知識・経験として蓄積された秘密情報を改良研究その他の研究に利用する行為

６　第２項及び第３項の義務を負う期間は、本共同研究の完了又は中止の日の翌日から起算して２年を経過した時に満了する。ただし、甲及び乙は、協議の上、この期間を延長し又は短縮することができる。

（研究成果の公表）

第１４条　甲、乙、又は研究担当者は本条の規定に従って、本共同研究の研究成果を開示し、発表し又は公開すること（以下、本条において「研究成果の公表等」という。）ができる。

２　研究成果の公表等を希望する者（以下、本条において「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の６０日前までに研究成果の公表等の内容を書面にて相手方に通知しなければならない。通知の義務を負う期間は、本共同研究完了の日の翌日から起算して１年を経過した時に満了する。ただし、甲及び乙は、協議の上、通知の義務を負う期間を延長し又は短縮することができる。

３　公表希望当事者より前項の通知を受けた相手方は、研究成果の公表等の内容に、本契約により秘密保持義務を負うべき対象が含まれていること、又は、出願により保護すべき発明等が含まれていることを理由として、当該通知の受理後１５日以内に公表希望当事者に、研究成果の公表等の内容を修正すべき旨の協議を申し入れることができる。

４　本共同研究の成果として生じた有体物の管理方法及び処分方法については、甲及び乙が協議して定める。

（研究成果の使用）

第１５条　甲と甲の研究担当者は、相手方と共有する知的財産権を含め一切の研究成果を、第１３条及び第１４条を遵守した上で、教育及び研究活動のために無償にて使用することができるものとする。

２　甲の研究担当者には、甲の所属を離れて他の非営利研究機関で教育及び研究活動を行う場合においても、前項が準用されるものとする。

（技術移転機関等の利用）

第１６条　甲又は乙は、相手方に通知した上で、自己が指定する技術移転機関等に対し、自己の知的財産権の譲渡・実施権許諾等の業務を委託することができる。

２　甲又は乙は、自己の指定する技術移転機関等に対し、本契約により秘密保持義務を負う情報を開示することができる。

３　前項の場合、自己の指定する技術移転機関等を利用した甲又は乙は、当該技術移転機関等に対し、本契約に規定する秘密保持義務その他の義務の履行を担保するために必要な措置をとらなければならない。

（関連法令）

第１７条　甲及び乙は、輸出管理に関する法令その他本共同研究の実施及びこれにより得られた成果に関し適用されるすべての関連法令を遵守する。

（契約の解除）

第１８条　甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当し、相当な期間を定めて催告したにもかかわらず期間内に是正されないときは、本契約を解除することができる。

（１）本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をした場合

（２）本契約に違反した場合

２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本契約を解除することができる。

（１）破産手続、民事再生手続、会社更生手続、若しくは特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合

（２）銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

（３）仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（４）株式移転、株式交換、会社分割、合併、営業の譲渡又は譲受、株主構成の変動、その他営業の状況に著しい変動を生じ、この契約を継続することが甲に不利益をもたらすおそれがあるとき。

（損害賠償）

第１９条　甲又は乙は、前条に掲げる事由によって、又は相手方の故意若しくは重大な過失によって、損害等を被ったときは、相手方に対しその損害を賠償しなければならない。

２　乙の提供物品の瑕疵、提供物品に関する乙の説明・指示の誤り、その他乙の責めに帰すべき事由に起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償しなければならない。

（権利・義務の移転）

第２０条　甲及び乙は、本契約によって生じる権利・義務の全部又は一部を、第三者に譲渡、移転、貸与、及び担保の目的等に供してはならない。

（大学名称等の使用）

第２１条　乙は、甲の大学名称（甲の関連機関、教職員、学生等を含む）及び甲を明示的又は暗示的に示すロゴ、マーク、標章等（以下、「名称等」という）を、本研究の成果を利用又は使用した商品（以下、「本商品」という）の販売、本商品の宣伝、その他本商品の販売促進資料等に使用又は利用してはならないものとする。ただし、甲の名称等の使用・利用の態様、使用・利用方法、使用・利用範囲、及び使用・利用期間等について甲の事前の文書による承諾を得た場合に限り、その承諾範囲内に限り、名称等を本商品に限り使用又は利用することができる。

（反社会的勢力の排除）

第２２条　甲及び乙（甲又は乙の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）は、相手方に対し、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約期間中においても該当しないことを確約する。

（１）暴力団

（２）暴力団員

（３）暴力団関係企業

（４）総会屋

（５）社会運動・政治活動標ぼうゴロ

（６）特殊知能暴力集団

（７）その他反社会的勢力

２　甲及び乙は、本研究にかかる作業の一部を下請又は委託する場合には、相手方に対し、下請又は委託業者（下請又は委託業者が数次にわたる場合には、その全てを含む。以下、「委託業者等」という。）が、前項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約期間中においても該当しないことを確約するとともに、委託業者等が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、直ちに委託業者等との契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらなければならない。

３　甲及び乙は、相手方が第１項各号の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

４　甲及び乙は、相手方が第１項各号のいずれかに該当すると判明した場合、催告その他いずれの手続を要することなく、本契約を解除し、併せて被った損害の賠償を相手方に請求することができる。なお、本契約を解除した甲又は乙は、かかる解除により相手方に損害が生じても何らこれを賠償又は補償する責を負わない。

（契約の有効期間）

第２３条　本契約の有効期間は、第１条第４号に定める期間とする。

２　本契約の失効後も、第６条から第１６条、第１９条から第２１条、本条及び第２５条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまでの期間、有効に存続する。

（協議）

第２４条　甲及び乙は、本契約に定めのない事項について定める必要があるときは、協議の上これを定める。

（裁判管轄）

第２５条　本契約に関する訴えは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

　年　　　月　　　日

大阪府寝屋川市初町１８番８号

甲 学校法人大阪電気通信大学

理事長　　大石　利光　　　　印

住所

乙 企業名

代表者名　　　　　　　　　　　　印

別表第１（研究担当者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 氏　名 | 所属・職名 | 本共同研究における役割 |
| 甲 |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |

別表第２（研究協力者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 氏　名 | 所属・職名 | 本共同研究における役割 |
| 甲 |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |